

1 強姦の現実

1.1 日本の司法における「強姦」の概念

1.1.1 強姦罪の規定 【2004年改正】

◆第22章 わいせつ、姦淫及び重婚の罪

・第177条(強姦)

暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

・第178条(準強制わいせつ及び準強姦)

人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をし、又は姦淫した者は、前二条の例による。

・第178条の2(集団強姦等)

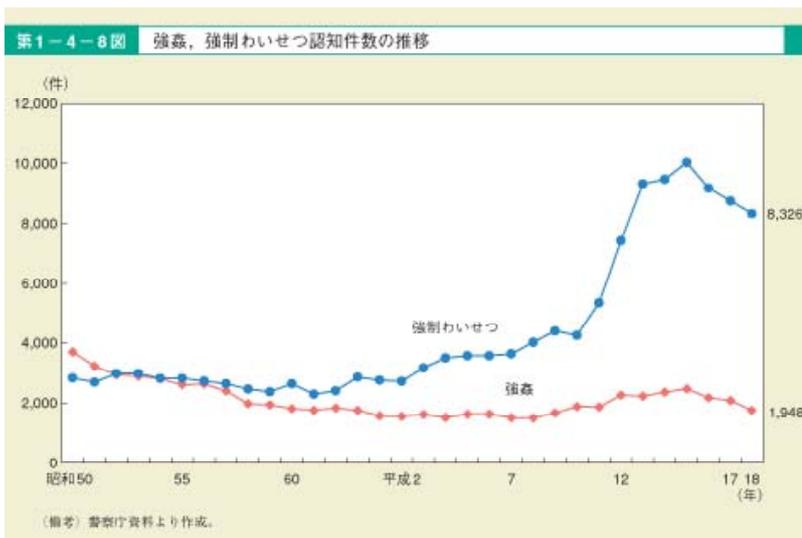
二人以上の者が現場において共同して第177条又は前条第2項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

1.1.2 判例

☞ 福島瑞穂「性は日本でどう裁かれてきたか」、中下ほか編『セクシュアル・ハラスメント』有斐閣選書(加藤ほか編『フェミニズム・コレクションII』勁草書房、に再録)。

1.2 性暴力の実態

1.2.1 近年の「強姦」件数(認知件数・検挙件数・検挙人員)



(『男女共同参画白書』平成19年より)

1.2.2 性暴力をめぐる神話と現実

☞ ジーン・マックウェラー『レイプ』(現代史出版会、原著1975年):

- ①原因:性欲?→性的飢餓よりも、社会的欲求不満や、男性性の確認などの願望が背景にある。
 - ②計画性:衝動的?→強姦の多くは計画的犯行である。
 - ③被害者の特性:特殊?→「挑発的」な女性ではなく無防備な女性すべてが被害者になりうる。
 - ④抵抗:物理的暴力を伴う?→暴力よりもまず恐怖によって被害者の抵抗は挫かれる。
 - ⑤面識:見知らぬ加害者?→多くの場合、強姦する男と被害者は知り合いである。
 - ⑥時間:短時間?→強姦は長時間におよぶ犯行であることが多い。
 - ⑦犯行場所:人通りの少ない屋外?→強姦の多くは室内、特に加害者が被害者の家の中で行なわれる。
 - ⑧被害者の心理:強姦願望?→女性が強姦を空想したとしても、「強姦願望」などとは呼べない。
- ▽東京・強姦救援センター連続講座『レイプ・クライシス』(学陽書房、1990年):
- ⑨加害者の特性:精神異常者?→強姦は特殊な犯罪者のものではなく、普通の生活をしている男の犯行である。

1・2・3 日本における研究:佐藤／杉原による調査報告～昭和 30 年から 51 年までの事例(検察庁資料、被疑者対象)

①犯行場所:被害者宅が最も高率(東京36%、他26%)、ついで被疑者宅。旅館・モーテル等を合わせると、81%が屋内での犯行である。

②計画性:全体の79%が「計画的」。被害者宅での犯行の場合、内容は、侵入が73%、他の要件を装い訪問したもの20%。

③被害者の年齢:年少者から老年にまでわたる。最も多い年齢層は、19～24歳、13～18歳がそれぞれ約29%。

④面識:面識のある相手によるものが46%、その内「顔見知り」程度が65%、「知人・友人」が29%。

強姦の典型的なパターンは、「屋内で、計画的に行なわれ、しかも多くの場合、深夜、単独で面識のある者」によって行なわれるものである。

1・2・4 東京・強姦救援センターの電話相談より(1983年10月・1988年12月)

□強姦の内容	いわゆる強姦	284		
	輪姦	77		
	デートレイプ	42		
	強姦未遂	36		
	近親姦	34		
□加害者との関係	顔見知り	249		
	(内、単なる顔見知り84、上司・同僚56、友人30、親・兄弟21、恋人・夫18、親戚の男13、その他27)			
	見知らぬ男	141		
	不明	119		
□病院・警察に行ったか				
	病院 行った	108	警察 行った	102
	行かない	201	行かない	154
	不明	200	不明	253

1・2・5 総理府男女共同参画局「男女間における暴力に関する調査」(平成17[2005]年)より

(1) 被害経験の有無

図 18 被害経験の有無

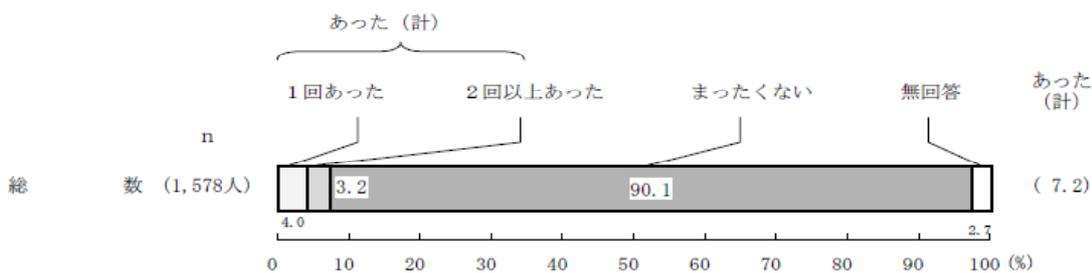


図 20 加害者との面識の有無

(2) 加害者との関係

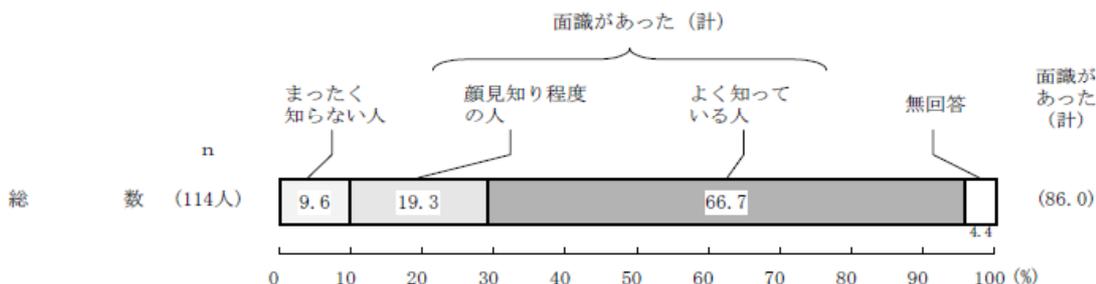
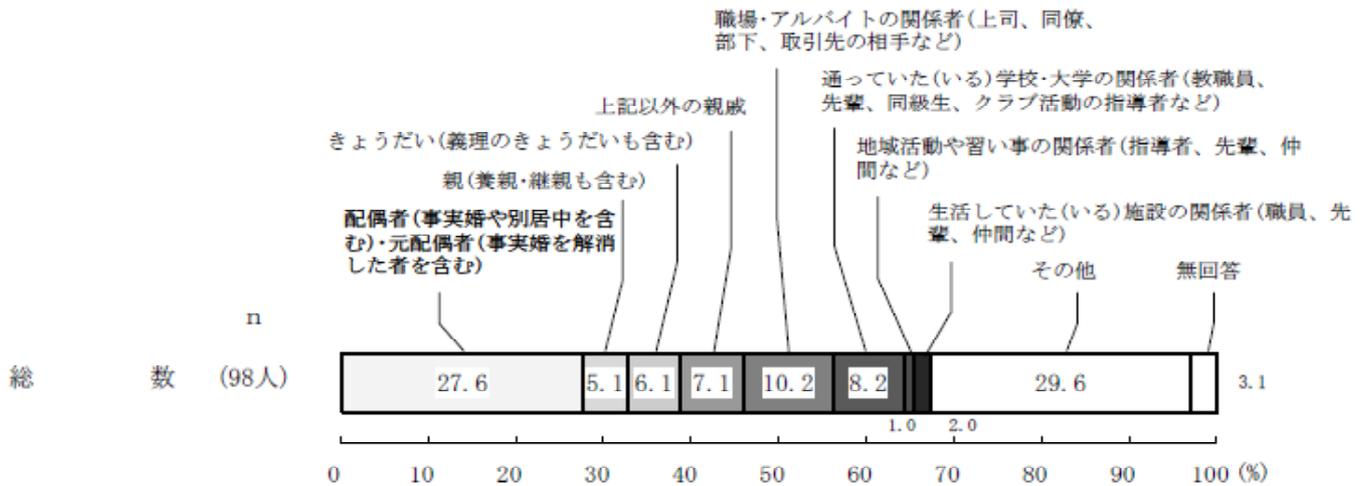


図 21 加害者との関係



(3) 相談の有無

(4) 相談しなかった理由

被害について、どこ(だれ)にも相談しなかった人(73人)が相談しなかった理由としては、「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が39.7%で最も多くあげられ、次いで「そのことについて思い出したくなかったから」(32.9%)と「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると思ったから」(30.1%)が3割台となっている。

1.2.6 児童・青少年に対する性暴力

日本性教育協会『「若者の性」白書——第5回 青少年の性行動全国調査報告』小学館(1999年調査)

	中学生		高校生		大学生	
	男子	女子	男子	女子	男子	女子
電車の中などで身体をさわられた	1.7(%)	14.3	2.5	30.4	13.4	56.2
相手のはだかや性器などを見せられた	8.7	25.8	8.6	28.7	13.4	38.6
無理やり性的な行為をさせられた	1.5	3.6	1.7	7.9	2.5	11.8

1.3 性暴力の原因

杉田聡『レイプの政治学——レイプ神話と「性=人格原則」』明石書店 [→プリント: p.61 図]

- ①素因 : パーソナリティ
- ②誘因(動機): 多様なレベルのストレス、緊張(一種の性的飢餓感を含む)
- ③決定因: 性的欲望 ← 社会文化的諸要因・メディア
- ④抑制解除要因: 外的要因(居住空間、クルマの中、人気のない場所、等)、内的要因(アルコール等)
- ⑤引き金(触発要因): 直接のきっかけ

1.4 被害者の心の傷

1.4.1 ト라우マ体験のあとに起こりやすい症状[外傷後ストレス障害](PTSD: Posttraumatic Stress Disorder)

(小西聖子『トラウマの心理学——心の傷と向きあう方法』NHK ライブラリー、より)

◆戦闘体験、性暴力、事件・事故、犯罪被害、誘拐、監禁、虐待などの苛酷な体験の後に生じやすい慢性的な精神症状。主なものは以下の3つ。

- ①再体験
- ②回避

③過剰覚醒の持続

1・4・2 子ども期の性暴力被害

(ローラ・デイヴィス『もし大切な人が子どもの頃に性虐待にあっていたら』青木書店)

◆子どもへの性虐待とは

「子どもへの性的虐待とは、権力を濫用して自分より立場が弱いとみなす人を侵害する暴力犯罪です。見かけは性的でも、セックス以上のものを巻きぞえにします。性虐待は、信頼関係を断ち切り、境界線を破壊し、そして自分がどのような人であるかという自己の感覚を深く侵害します。性虐待は破壊的で、加害者の利己的な犯罪です。」(p.18)

「子どもたちは、加害者を憎みながらも、愛します。

あなたが子どもへのひどい犯罪にあまりなじみがなければ、憎みつつも愛することは信じがたいかもしれません。私のようにサバイバーに深く関わる人や、あなたのようにサバイバーと生活する人は、人間がこんなにも残忍な行為をしてしまうという事実から目をそらすことはできません。

あなたが虐待されたことがなく、いわゆる「良い」家庭環境で育ったなら、人が人をみだらにいじり回し、痛めつけ、性虐待するとは信じがたく、サバイバーの体験を完全に受け入れるには時間がかかるかもしれません。しかし、あなたの人生を変える体験をすることもできるのです。サバイバーのすぐ側にいることで、あなたの世界は広がっていくでしょう。ありのままに世界のやんだ部分を直視すると、世界の美しさもまた見つけられるでしょう。(以下略)」(p.19)

◆虐待の影響

①自尊心について

「子どもとしての世界や境界が破壊されます。自分の意志で自分を動かす感覚を失い、自分には価値がないと思い込んでしまいます。屈辱を味わわれ、本当に欲求するものは無視され、家族からも仲間からも孤立させられます。例えば、あの子はおかしいとか、嘘ばかりつくとか、虐待が起きたことへの責任が押しつけられて非難されます。子どもの現実感と世界の捉え方は大きく歪められます。

大人になったサバイバーは、自分に非があるから虐待されたのであり、自分には価値がなく、他の人と自分とは何かが違っていていると思っています。(……)」(p.23)

②感情について

「虐待は、子どもの信頼や愛という自然な感覚をねじり回し歪めてしまいます。子どもとしての自然な無邪気さは見くびられ、卑下されるので、感じることを止めてしまいます。(……)

大人になったサバイバーは自分の感情に気づけない、あるいはふさわしくない感情表現をすることがあります。例えば、怒りや悲哀などの特定の情動に捕らわれて身動きがとれなくなり、それ以外は全く何も感じなくなります。自分の感情に価値を置いていないので、「何かに触れたとしても、それが感情だとはわからない」とか「感情って？ めんどくさい!」といます。(……)

それにしても、誰にでも感情はあるのです。気づくかどうかは別にして誰も感情はなくせないのです、サバイバーが感情を押し殺してしまうと、抑うつや悪夢、パニック発作を体験し、そして時にはサバイバー自身が加害的になります。(……)」(pp.24-24)

③身体の自覚

「子どもが虐待を受けた時に体験する痛み、怒り、屈辱、興奮という矛盾した感覚は、あまりに大きく強すぎます。虐待者から身体を使われてしまいますが、性的に反応したかに見えることで虐待者に満足感を得させてしまわないように、子どもは全ての感覚を閉じて身体から「離れる」のです。そのためサバイバーはよく自分が虐待される様子を「私はちょうど天井から誰か他の子どもに何かが起きているのを見ているようだった。何も感じずに」と映画の場面を見ているように説明します。

大人になったサバイバーは自分の身体から極端に離れ、まるで「首から上」だけで生きていることも多いのです。(……)自分の身体を嫌い、無視したり虐待したりするサバイバーは多くいます。(……)」(p.25)

④親密さについて

「虐待された子どもは、性と愛、信頼と裏切りについて混乱した内容を受け取ります。加害者は「私はお前を愛しているのに、こうしているのだよ」と言って、子どもを傷つけにかかります。子どもは、愛している人を信じてはいけなないと思ひ、また、人が近づいてくるのを拒否できないと身をもって知るようになります。(……)

ほとんどのサバイバーは、不適切な相手を信じ込んだり、全く人を信じられないという信頼の課題と格闘しています。多くのサバイバーがひどく孤立し、親密になることを怖れます。(……)サバイバーにとっては、愛は、安全で温かく前向きなもの

ではなく、全滅の予感を抱かせるものなので、「愛しています」とサバイバーに言っても、どんな反応が返ってくるのかいつもわかりません。」(p.26)

1・4・3 男性被害者への視線

(リチャード・B・ガートナー『少年への性的虐待——男性被害者の心的外傷と精神分析治療』作品社)

◆「男性は性被害に遭わない」という神話

*統計データによれば、数パーセントから

*加害者は親、兄弟、親族、近所の人、教師、牧師など多岐にわたり、男性も女性もいる。

*「少年が年長の女性から性的に誘われる」ことはラッキー?→実際には、長期にわたる心的外傷を引き起こすことが少なくない。大人になってから少年期の性的体験について夢想することと、実際の少年期に大人から性的行為をしかけられることとは、全く別のことなのである。

◆男性被害者が遭遇する特有の問題

性暴力被害者に共通する部分が多いが、他方、性役割／性自認との関連で、みずからの「男らしさ」を侵害されたと感じることから生じる特有の困難がある。

「男性は被害になど遭わないという想定は非現実的であるにもかかわらず、その想定に合わない多くの男性が自分を男として恥ずかしいと感じるようになる。カイルはこのことを、「私は人間失格であり、そのためどこにいても恥の感覚がついてまわる」と語った。被害を女性性に結びつけているかぎり、自分が被害を受けたと認めると、男として不十分な自分を恥じることになってしまう。Mendel(1995)は、性的虐待を受けた男性があっさりと「虐待を受けたんだから、自分は男ではない」と言うのを引用している。逆に、Lisak(1994)は、「私は男じゃなくて、被害者だ」と自分のことを苦々しげに表現した男性の例を引用している。」(p.106)